

社会福祉法等の一部を改正する法律における 生活困窮者自立支援制度に関連する 改正の概要について

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）における生活困窮者自立支援制度に関連する改正の概要について

生活困窮者自立支援法

1. 地域づくりの基本理念の明確化等（困窮法第2条第2項関係）

生活困窮者に対する自立の支援に当たって緊密な連携に配慮する関係機関として、防災や消費者の利益の擁護及び増進に関する業務を行う関係機関を追加。また、地域づくりの基本理念について、生活困窮者に対する支援体制の整備により、生活困窮者が自立した生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して行わなければならないものであることを明確化。

2. 頼れる身寄りがいない者等の相談支援の明確化（困窮法第3条第2項第1号関係）

自立相談支援事業において、頼れる身寄りがいないことによる支援ニーズも考慮した相談支援を行うことを明確化。

（同事業において考慮すべき事情として、「家族その他の関係者の状況」を明記）

関連箇所：資料2P5

3. 地域居住支援事業の対象者拡大（困窮法第3条第6項第2号関係）

地域居住支援事業の対象者に、頼れる身寄りがいないことにより日常生活を営むのに支障がある生活困窮者及び特定被保護者を追加。

4. 福祉事務所未設置町村における一次相談事業の実施の努力義務化（困窮法第11条第1項関係）

福祉事務所未設置町村における生活困窮者一次相談事業の実施を努力義務化。

関連箇所：資料2P5

関連箇所：資料2P16

社会福祉法

1. 包括的な支援体制の整備のために積極的に実施すべき施策の明確化（社福法第106条の3第1項関係）

包括的な支援体制の整備のために積極的に実施すべき施策を①地域による見守りや支え合い等を促進する施策、②地域と支援関係機関の協働を促進する施策、③支援関係機関同士が連携して包括的に対応する体制を整備する施策の3つに整理・明確化。

※支援関係機関の代表例として、自立相談支援機関を規定

関連箇所：資料2P16

2. 社会福祉法に基づく支援会議の活用可能自治体の拡大・位置づけの明確化（社福法第106条の3の2第2項関係）

全ての市町村において社会福祉法に基づく支援会議を設置可能とし、その上で、社会福祉法に基づく支援会議は、困窮法などの他の法律に基づく会議等において、支援内容の検討が十分になされていない場合に検討を行うものと規定。

※詳細は、今後ガイドラインでお示しする予定

関連箇所：資料2P16